「茨城県いじめの根絶を目指す条例」について

いじめを「しない、させない、許さない。」が合言葉。

この条例は、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送れるよう、いじめを「しない、させない、許さない。」を合言葉に、いじめが行われなくなることをめざして作られました。(令和2年4月1日施行) ご家庭でも、条例の内容をふまえ、お子様とぜひ話し合って、いじめの根絶をめざしましょう。



児童生徒のみなさんへ

【条例第4条,15条】より

- ★ いじめをしてはいけません。
- ★ いじめをされたり、いじめを見たり、聞いたりしたら、相談しましょう。
- ★ こまったことがあったら、一人で抱え込まずに、信頼できる大人に相談しましょう。





保護者のみなさんへ

【条例第9条】より

- ★ いじめをしないよう、子どもの教育を行いましょう。
- ★ いじめから子どもを保護しましょう。
- ★ 子どもがいじめを行っているときは、直ちにやめさせましょう。



- 大人のみなさんは・・・ 【条例第 10 条】より
 - ・ 地域社会で、児童生徒の健全育成を支えましょう。
 - いじめを見逃さず、見たり聞いたりしたら、学校や相談窓口に通報しましょう。
 - ・いじめの根絶をめざし、児童生徒の模範となるように行動しましょう。



ノカレノけこちら

◆ 社会総がかりで取り組みます。それぞれに責任や役割があり。)ます。
--------------------------------	------

いじめ・・・「見たら、聞いたら、困ったら」 学校か、次の窓口に相談しましょう。				
名称	【子どもホットライン】	【いじめ・体罰解消サポートセンター】	【いばらき子どもSNS相談】	
方 法	電話・メール・FAX	面談・電話・メール・書き込み	LINE	
対 象	子ども専用	児童生徒·保護者等	県内中高生	
時間	毎日	月·水 9:00~16:30	毎日 18:00~22:00	
	24時間	火·木·金 9:00~18:30	※R 3.4月以降,変更の可能性有	
		※R3.4月以降,変更の可能性有		
連絡先	電話 029-221-8181	各地区のサポートセンターへ	【いばらき子どもSNS相談】で	
	くわしくは【子どもホットライン】で	【いじめ・体罰解消サポートセンター】で	検索してください。	
	検索してください。	検索してください。		